

令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業 公募要領

令和 8 年 2 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

※本公募は、令和 8 年度予算の成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承ください。応募に当たり、環境省幹部及び担当官への採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当官へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

1. 事業の目的

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省 CO2 対策を進めることが喫緊の課題となります。また、第 5 次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」は、自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方であり、廃棄物処理施設においても多面的な価値に着目し、地域活性化に取り組むことが重要です。

令和 3 年 8 月 5 日の中央環境審議会循環型社会部会では、廃棄物・資源循環分野における GHG 排出実質ゼロの達成に向け、対象とする排出範囲や、削減対策の実施に関する基本的な考え方を整理し、対策シナリオ別の削減見込みの試算を行い、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」として取りまとめ、公表しました。関連して、2027 年度までを計画期間とした「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）では、気候変動への対応について 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。

今後は、循環経済への移行により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するとともに、経済安全保障や産業競争力強化に貢献し、地域課題解決等を達成し、持続可能な地域づくりや地方創生を通じ、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現（脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現）に繋げていくことが、一層必要となります。

廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの利活用は、化石燃料代替による CO2 削減効果に加え、地域課題の解決や地域活性化に資する新たな価値の創造に繋がる有効な手段である一方、既存の熱導管方式による熱供給は供給範囲が限定されることから、施設の立地条件や熱需要の偏在等により十分に活用されていない事例も多く、未利用熱が相当量残存している状況にあります。

蓄熱輸送技術は、時間的・空間的制約を超えて未利用熱を地域固有の熱源として利用可能とする技術である一方、これまでの活用は温風や温水等による利用にとどまっています。特に産業部門においては蒸気による熱需要が大きいことから、廃棄物処理施設における熱利用の高度化を図るためには、排熱を安定的に可搬し、需要側において蒸気として利用可能な蓄熱輸送技術の導入が有効となります。そのためには、当該技術の成熟度の向上と、経済合理性の確保が課題となっています。

本業務では、廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーを蓄熱輸送技術により回収・輸送し、蒸気として利用する実証を行うことにより、廃棄物処理施設における新たな熱回収・利用の高度化システムの構築を目的とします。

2. 実施対象事業

実施対象事業は、廃棄物焼却施設の排熱を熱源とし、蓄熱材等を用いたオフライン熱輸送システムにより蒸気として利用することに貢献する実証事業とします。なお、次の（１）～（７）のいずれの要件にも該当する取組であることとします。

また、本事業は、事業の有効性、エネルギー削減効果、CO2 排出量削減効果を評価・検証を行うとともに、経済的及び技術的観点から、事業の実現可能性について評価・検証するものとします。

【要件】

- （１）特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）を踏まえ、エネルギー起源 CO2 排出量の削減に資する取組であること。
- （２）実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理施設に活用できるものであること。
- （３）地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- （４）廃棄物処理施設の熱回収利用に関する技術的課題の解決に資する実証事業であること。
- （５）実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の地域産業への蓄熱輸送システムによる蒸気利用の実装に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- （６）実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待される事業であること。
- （７）温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（１）～（６）のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

- （１）地方公共団体
- （２）民間企業
- （３）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- （４）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- （５）一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人
- （６）その他法律によって直接設立された法人

4. 事業費・採択件数・事業実施期間

(1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、対象外経費（事業者負担）とします。

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、以下のとおりです。

<委託事業の経費の区分>

直接 費	人 件 費	人件費	事業に直接従事する者の人件費。 ・事業実施者本人、機関で直接雇用する研究員の給与及び法定福利費、通勤手当、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託業務に係る退職手当等 ・他機関からの出向者の経費等
	業 務 費	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費。 ・外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等 *個人に委嘱したものを想定
		旅費	旅費に関わる以下の経費。 ・事業を実施するに当たり外国・国内出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの事業実施者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ・事業実施者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
		会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用（委員会開催費、会場等に伴う飲食代等）
		消 耗 品 費	業務に直接必要な物品の購入費。 ・取得単価額が200,000円未満の物品 ・取得単価額が200,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品。 （試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）

	備品費、借料及び損料	<p>備品費（備品は取得価格が200,000円以上で、かつ、以上に掲げる「消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。）は業務に直接必要な物品の購入・製造に必要な経費。</p> <p>借料及び損料は業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産借料など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・技術開発機関内の施設・設備使用料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）等（ただし、公共交通機関を利用することが合理的でないと認められる場合に限る。） ・リース期間は原則法定耐用年数とし、リース料金は環境省事業実施期間中のみ認められる（日割りにより、事業実施期間中の経費を算出すること。） <p>※受託者の事務所の家賃や共用部等、委託業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。</p>
	賃金	<p>業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチアドミニストレータ、リサーチアシスタント ・技術開発補助作業を行うアルバイト、パート ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員 等
	通信運搬費	<p>事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</p> <p>（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）</p>
	光熱水費	<p>事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p>
	印刷製本費	<p>事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費</p> <p>（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代）</p>
	雑役務費	<p>業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、

		<p>鑑定、部材の加工等の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の経費等 ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費 ・労働者派遣法に基づく派遣職員 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・実証事業成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）） ・保険料（事業に必要なもの。実証試験中の対物・対人事故をカバーする賠償責任保険等） ・薬事相談費 <p>※業務の性質上、一般管理費を含む雑役務費は、一般管理費の算定根拠から除くこと。</p>
	外注費（再委託費）	<p>業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費。原則として、直接費（人件費+業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできません。</p>
	共同実施費	<p>業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。</p> <p>※共同実施費については、直接費（人件費+業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超えて計上可能。</p>
間接費	一般管理費	<p>委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。</p> <p>（受託者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認められる率、または環境省が定める率を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乗じて得た金額以下）</p>
消費税		上記計の10%

※原則、原状回復のための費用を計上すること。

※原則、開発した装置・機器等の終了後の自治体等への譲渡は認めておりません。

※委託業務以外の業務にも使用することができる汎用品（例：ノートPC、ソフトウェア等）は、当該業務のみで使用することが明らかでない場合は計上できません。

※振込手数料については、各経費の区分に含めることとし、上記に示す算出方法により難しい場合及び上記の費目以外の経費で、委託業務に直接必要と認められる経費に

ついて、環境省担当官と協議の上、計上を認める場合があります。

※このほか、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（令和6年3月環境省大臣官房会計課）（<https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf>）等によります。

（2）事業費と採択件数

応募区分は委託事業とし、1件程度の採択を予定しています。単年度の実業費は、1件当たり上限1.5億円とします。

なお、最終年度の終了時は、原則、設置した設備等の撤去（リースの場合は返却）が必要です。

また、応募に当たっては、年度・経費区分ごとの内訳の提出が必要になります。

（3）事業実施期間

原則として事業実施期間は3年度以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の評価・検証内容の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、後年度において所要の予算が措置されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年度目以降の実業費を見積もることになりますが、2年度目以降の実業費については、所要の予算額が措置されなければ減額される可能性もありますので、あらかじめ御承知おきください。

また、天災等の不可抗力により技術開発・実証の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取戻しに努力しているものの、当初の実施期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、実施期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、技術開発・実証の実施期間全体の予算を増加させないことを前提に最大1年度の延長を認めることがあります。

5. 選考

（1）選考方法

各種要件を満たしているか等について事前審査（書面審査）を行った上で、有識者で構成される廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下の予定です。事前審査（書類審査）に合格した応募者のみ審査委員会に御出席いただき、応募内容の発表・質疑応答を受けていただきます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。

- ・事前審査（書類審査）：令和8年3月下旬～4月上旬
- ・審査委員会：令和8年4月中旬～4月下旬

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

・事前審査（書類審査）

- ① 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）を踏まえ、エネルギー起源 CO2 排出量の削減に資する取組であること
- ② 実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理施設に活用できるものであること。
- ③ 地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- ④ 廃棄物処理施設の熱回収利用に関する技術的課題の解決に資する実証事業であること。
- ⑤ 実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の地域産業への蓄熱輸送システムによる蒸気利用の実装に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- ⑥ 実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待される事業であること。
- ⑦ 温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

・採択において考慮する事項

デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料に御記載ください。

※デコ活等を行っていることが採択への必須条件ではございませんので、御留意ください。

・審査委員会における審査

- ① 技術課題の妥当性
- ② 事業における環境改善効果の評価方法
- ③ 実現した場合の CO2 排出量等の削減効果の見込み
- ④ 事業計画・スケジュール
- ⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略

(3) 選考結果

選考結果は、令和 8 年 5 月（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

6. 応募方法

(1) 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、電子メールで御応募ください。応募様式に加え、参考資料として説明資料（A4 片面、数枚程度）を添付することは可とします。電

子メールの件名を「令和8年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業の応募について」としてください。電子メールで提出後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に電話にて提出した旨御連絡ください。（宛先及び連絡先は「（2）提出及び問合せ先」を参照。）

（2）提出及び問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

メール：hairi-haitai@env.go.jp

電話：03-5521-9273

（3）応募締切

令和8年3月23日（月）18時（必着）

7. 注意事項

（1）契約の形態

事業ごとの具体的な金額については、事業計画を精査の上決定します。審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。見積もりに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については査定の対象外とします。また、採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（2）採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただくようお願いします。
- ② 各採択事業は、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくこととなりますが、採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係るCO2削減効果等及び経済的・技術的観点から事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びにCO2削減効果等及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、担当官の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告（口頭）、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、御承知おきください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下のとおりです。

・事業の実施 : 令和8年5月頃～

- ・成果報告書（案）の提出 : 令和9年2月
- ・評価検討会での最終報告 : 令和9年2月上旬～2月中旬
- ・成果報告書の提出 : 令和9年3月末

- ③ また、環境省が事業発注する委託業務の委託契約であるため、事業終了後、経費算出の根拠資料等を申請者から提出していただき、『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処理に準じた精算の上、支払額が確定することになります。

『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』

<<https://www.env.go.jp/content/000194896.pdf>>

(3) 成果の公表・発表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。また、環境省にて実施する成果報告会等での発表の協力を依頼する場合があります。

8. 特許権等の扱い

- (1) 特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。
- (2) 本事業に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとしします。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されますが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとしします。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されますが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得するものとしします。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとしします。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとしします。

(参考)

令和8年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
① 技術課題の妥当性	新規性があり、一般廃棄物処理施設に関する廃棄物処理の具体的課題を設定し、その課題の解決に向けた事業であるか。	20
② 事業における環境改善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現されるCO2排出量の削減効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境負荷の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	20
③ 実現した場合のCO2排出量等の削減効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、CO2排出削減量やコスト削減効果が見込まれているか。また、その削減量は定量的に示されているか。	20
④ 事業計画・スケジュール	提案された事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。	20
⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略	提案された事業の内容が、経済的及び技術的観点から将来的な展開の可能性が高いといえるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待されるものであるか。	20
合計		100
<p>※各項目の点数に係数を乗じて得点を算出し、満点は100点とする。 ※事業費の妥当性についても、あわせて審査を行う。 ※デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料にご記載ください。内容を踏まえ、採択において一定の考慮をいたします。応募様式に加え、参考資料として説明資料(A4片面、数枚程度)を添付することは可とします。</p>		